

岡山理科大学研究データポリシー解説・補足

(前文)

岡山理科大学研究データポリシー解説・補足は、岡山理科大学研究データポリシー（以下「本ポリシー」という。）の各項に定める研究データの取り扱い等を円滑に行えるよう、使用する用語の意味等について解説・補足する。

(研究データの定義)

1. 本ポリシーにおいて「研究データ」とは、本大学における研究活動の過程で本大学研究者（以下「研究者」という。）によって収集又は生成された情報をいう。

「研究データ」とは、デジタル・非デジタルを問わず、研究活動の過程で研究者によって収集又は生成された情報を指し、生データのみならずそれらを解析又は加工して作成したデータも含む。

(研究者の定義)

2. 本ポリシーにおいて「研究者」とは、本大学の教職員、学生、研究員など、本大学の研究活動に携わる全ての者をいう。

「研究者」とは、本大学の教職員、学生等、研究員等であって、研究活動を行う全ての者を指す。なお、教職員とは、学校法人加計学園が定める就業規則に基づき雇用されている者をいい、学生等とは、学部学生、大学院学生、研究生、特別研究生、科目等履修生、特別研究学生、研修生をいう。また、研究員等には、客員研究員、日本学術振興会特別研究員及びどの研究機関にも所属していないが、本大学の施設・設備を利用して研究に従事している者等を含む。

ただし、学生等については教育研究上、研究データの保存、管理並びに公開の権利及び責務を有することが適切かどうかは各研究分野の特性や研究データの性質、研究の実施体制等により異なるものと考えられることから、それらを考慮し、各研究分野において実態に即した取り扱いを定めることが望ましい。

(原則)

3. 本大学は、原則として、研究データを収集又は生成した研究者がその研究データの管理を行う権利と責務を有していることを認める。

原則として、研究者は自身の研究データの取扱いを定め、研究データ管理を行う権利と責務を有する。

(研究データの管理)

4. 研究者は、研究データの価値を守るため、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、その法的及び倫理的要件に従って研究データを管理しなければならない。

「研究データの管理」とは、研究活動において収集・生成した研究データの取扱いに関わる研究前、研究中及び研究終了後の一連の行為を指す。具体的には、研究前の研究データ管理計画の策定、研究中における研究データの収集、生成、解析、加工等の利用行為、保管、研究終了後の保存の要否の決定、保存方法、保存期間等の決定のほか、第三者の閲覧や利用の可否、その利用要件等の決定、破棄等が挙げられる。

(研究データの公開)

5. 本大学および研究者は、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、その法的及び倫理的要件に従って、可能な限り社会に研究データを公開し、その利活用を促進する。

研究者は、原則として、研究データの管理に関する権利を有しており、法令等の定められた範囲内及びオープン・アンド・クローズ戦略に反することのない範囲内で、その公開の可否、条件、方法等について決定することができる。研究者は、可能な限り、学術的意義を有する研究データを社会に公開し、その利活用の促進に努める。なお、研究成果の社会実装やさらなる研究推進のために、知的財産として法的な保護が必要な研究データも存在する。そうした研究データについてはこの限りでない。

「公開に関する留意事項」

- (1) 公開する研究データの信頼性の確保

公開する研究データには、正確性・完全性・追跡可能性等を担保することが求められる。不用意・不適切な研究データの公開は、本大学及び研究者の信用を損なうため、研究者は、研究データの公開にあたり、当該研究データの信頼性を確保するよう努めなければならない。

- (2) FAIR原則に基づく公開

研究データを公開する際には、可能な限り「FAIR原則」に則って公開することが望ましい。FAIRとは、「Findable（見つけられる）、Accessible（アクセスできる）、Interoperable（相互運用できる）、Reusable（再利用できる）」の略であり、FAIR原則は現在オープンサイエンス推進にあたり、最低限でありながら広範囲に通用する原則として広く承認されている。

※FAIR原則（「THE FAIR DATA PRINCIPLES」和訳）

DOI:10.18908/a.2019112601

- (3) 知的財産の適切な保護

研究者が、共同研究等の実施において契約を締結する場合には、本大学の知的財産を適切に保護しなければならない。

6. 研究データの管理、公開及び利活用の支援

本大学は、研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境を整える。

本大学は、研究者のデータ管理の負担を軽減し、管理を遺漏なく遂行できるよう、ガイドライン等の策定や共通基盤の整備などの支援を行う。

7. 関係する本大学の規程

- (1) 岡山理科大学研究データポリシー
- (2) 岡山理科大学オープンアクセスポリシー
- (3) 岡山理科大学学術リポジトリ運用指針
- (4) 岡山理科大学学術リポジトリへの登録について
- (5) 学校法人加計学園受託研究取扱規程
- (6) 岡山理科大学受託研究取扱いに関する細則
- (7) 岡山理科大学共同研究規程
- (8) 岡山理科大学研究員規程
- (9) 岡山理科大学客員研究員規程
- (10) 岡山理科大学大学院特別研究学生規程
- (11) 学校法人加計学園個人情報保護規程

附 則（令和7年6月25日 第3回大学協議会）

この解説・補足は、令和7年6月25日から施行する。